

令和7年12月～小児慢性の 手続きに一部変更があります。

＜変更点概要＞

1. 「保険証」完全廃止に伴い、加入医療保険の証明・確認方法が変わります。
→ 1-① 保険証に代わる証明書を提出する
1-②「個人番号(マイナンバー)情報連携」を利用する
2. 被用者保険加入の方は、「被保険者」の保険情報およびマイナンバーの確認が必須になりました。
3. 国保組合加入者のうち、高校1年生以下の方については所得・課税証明書の提出が省略可能になりました。

1. 加入医療保険の証明・確認方法の変更について

令和7年12月2日より、従来のカード型の「保険証」は完全廃止となり、使えなくなります。保健所での保険情報の確認方法・提出書類は、以下の1-①、1-②のとおり変更になります。

1-① 加入医療保険の証明の写しを提出する

以下ア～エのいずれかをご提出ください。

- ア) 「資格確認書」の写し
- イ) 「資格情報のお知らせ」の写し
- ウ) マイナポータルから取得した「医療保険の資格情報pdf」
- エ) マイナポータルの「資格情報」画面のスクリーンショット

1-②「個人番号(マイナンバー) 情報連携」を利用

※保険情報に限り、紙の証明書の提出を省略できるようになりました

個人番号(マイナンバー)を利用して、行政システム上で保険情報を確認できるようになりました。

情報連携を利用する場合、証明書の提出が省略できます。(※)

但し、以下ⅠⅡⅢにご了解いただける場合に限りです。

- Ⅰ) 情報連携による確認には、受付後2～3日お時間を頂戴します。
- Ⅱ) 情報連携により加入医療保険情報を確認できなかった場合は、裏面1-②のとおり紙の書類をご提出していただきます。
- Ⅲ) 「個人番号情報連携に係る同意書」(保健所でお渡し)にご署名いただきます。

(※)住民票の写しおよび所得課税証明書は情報連携未対応のため、紙の証明書を提出していただく必要がございます(近年中に、順次対応予定です)。

2. 加入医療保険およびマイナンバー確認対象者について、被用者保険加入の場合、被保険者と患者（お二人分）の医療保険の提出あるいは確認が必須になりました

患者の加入する医療保険の種別により、加入医療保険およびマイナンバーの確認が必要な対象者は以下のとおり異なります。

加入医療保険の種別	対象者
被用者保険	<u>被保険者(※)</u> と患者
国保・国保組合	住民票の同一世帯上の加入者全員

(※) 被用者保険加入の方について、従前は患者の保険証に「被保険者」氏名の記載がある場合、被保険者分の証明は提出を省略できました。今後につきましては、「1-②情報連携利用」の場合は、患者も被保険者も確認必須です。「1-①紙の証明書を提出する」場合、「イ) 資格情報のお知らせ」「ウ) マイナポータルから取得する医療保険の資格情報pdf」には被保険者氏名の記載がないため、別で被保険者分のいずれかの証明の提出が必要です。「ア) 資格確認書」および「エ) マイナポータルの資格情報画面」は、患者のものに被保険者氏名の記載が有る場合は被保険者分の提出は省略可能、無ければ別で提出が必要です。

3. 所得・課税証明書を提出する対象者について、国保組合加入者のうち、高校1年生以下の世帯員は証明書の提出を省略できるようになりました

患者の加入する医療保険の種別により、所得・課税証明書の提出が必要な対象者は以下のとおり異なります。

加入医療保険の種別	対象者
被用者保険	被保険者のみ ※但し、患者が18歳以上で、被保険者が非課税の場合は患者の分も必要
国保・国保組合	住民票の同一世帯上の加入者のうち 高校2年生以上の方全員分 <u>(高校1年生以下は省略可能)</u>